



目 次	ページ
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (鳥獣対策課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (26件) (漁業管理課)	1
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	5
入札公告	
○一般競争入札 (新図書館情報システムネットワーク機器整備等委託業務) の公告 (教育委員会事務局新図書館整備課)	6

告 示

高知県告示第24号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。
 平成29年1月19日（揭示済）
 高知県知事 尾崎 正直

大方町加入区

高知県告示第25号
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年1月高知県告示第19号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年1月18日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。
 平成29年1月19日（揭示済）
 高知県知事 尾崎 正直

大方町加入区

高知県告示第26号
 平成28年5月高知県告示第280号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示した認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成29年1月20日
 高知県知事 尾崎 正直

1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
 一般社団法人高知県猟友会

2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
 高知市上町二丁目7番2号

3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
 高橋 徹

4 変更事項
 法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項（捕獲従事者の追加）

5 認定年月日
 平成28年12月26日

高知県告示第27号
 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成29年1月20日
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 高知市 山岡政敏
 " 北岡稔雄
 " 山地朝之
 (2) 加入区の名称
 御豊瀬加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成29年1月20日から同年2月3日まで
 (2) 縦覧場所
 高知県漁業協同組合御豊瀬支所

高知県告示第28号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成29年1月20日
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 高知市 山本 峻 民
 " 柿 本 洋 一
 " 森 田 千 秋
 (2) 加入区の名称
 高知市加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成29年1月20日から同年2月3日まで
 (2) 縦覧場所
 高知県漁業協同組合浦戸支所

高知県告示第29号
 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成29年1月20日
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 高知市 小島 誠
 " 土居 勝彦
 " 森 沢 忠 弘
 (2) 加入区の名称
 春野町加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 春野町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成29年1月20日から同年2月3日まで
 (2) 縦覧場所
 春野町漁業協同組合

高知県告示第30号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市	米 倉 忠 彦
〃	長 岡 友 久
〃	原 山 正 昭

(2) 加入区の名称

佐喜浜町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成29年1月20日から同年2月3日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合佐喜浜町支所

高知県告示第31号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市	西 田 豊 稲
〃	橋 本 武 典
〃	大 黒 宗 一

(2) 加入区の名称

椎名加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成29年1月20日から同年2月3日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合椎名支所

高知県告示第32号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市	岩 貞 充 久
〃	松 沢 豊 茂
〃	北 村 敏 男

(2) 加入区の名称

三津加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成29年1月20日から同年2月3日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合三津支所

高知県告示第33号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市	小笠原 有 造
〃	山 下 明 博
〃	山 下 正 彦

(2) 加入区の名称

高岡加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成29年1月20日から同年2月3日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合高岡支所

高知県告示第34号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市	林 康 弘
〃	山 田 高 雄
〃	福 元 資 俊

(2) 加入区の名称

室戸岬加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成29年1月20日から同年2月3日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合室戸岬支所

高知県告示第35号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市	山 川 奉 明
〃	中 屋 和 明
〃	山 崎 英 義

(2) 加入区の名称

室戸加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成29年1月20日から同年2月3日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合室戸統括支所

高知県告示第36号
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成29年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
安芸市 渡 辺 孝 雄
" 前 田 嘉 広
" 岡 村 一 平
(2) 加入区の名称
穴内加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
(1) 縦覧期間
平成29年1月20日から同年2月3日まで
(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合穴内支所

高知県告示第37号
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成29年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
土佐市 森 岡 英 朗
" 森 岡 理 恵
" 森 岡 禎 二
(2) 加入区の名称
新居加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
平成29年1月20日から同年2月3日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合新居支所

高知県告示第38号
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成29年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
土佐市 奥 田 浩 二
" 久 保 英 志
" 村 松 英 一
(2) 加入区の名称
宇佐加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
(1) 縦覧期間
平成29年1月20日から同年2月3日まで
(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合宇佐統括支所

高知県告示第39号
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成29年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
須崎市 早 渕 利 治
" 山 口 貞 義
" 早 渕 隆 夫
(2) 加入区の名称
久通加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
(1) 縦覧期間
平成29年1月20日から同年2月3日まで
(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合久通支所

高知県告示第40号
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成29年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
須崎市 橋 詰 隆 将
" 梅 原 博 幸
" 長 山 庄 作
(2) 加入区の名称
須崎釣加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
須崎釣漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
(1) 縦覧期間
平成29年1月20日から同年2月3日まで
(2) 縦覧場所
須崎釣漁業協同組合

高知県告示第41号
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成29年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
宿毛市 貝 崎 淳 治
" 岡 添 公 明
" 中 山 利 喜 也
(2) 加入区の名称
宿毛市加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

- すくも湾漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間
平成29年1月20日から同年2月3日まで
- (2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合本所

高知県告示第42号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

宿毛市	久保和博
〃	久保純一
〃	松沢文香

- (2) 加入区の名称

藻津加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

藻津漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間

平成29年1月20日から同年2月3日まで

- (2) 縦覧場所

藻津漁業協同組合

高知県告示第43号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

土佐清水市	岡林昌士
〃	畠中健一
〃	村田守正

- (2) 加入区の名称

以布利加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同

- 組合の名称
- 高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間
平成29年1月20日から同年2月3日まで
- (2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合以布利支所

高知県告示第44号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

土佐清水市	中島和男
〃	山下盛行

- (2) 加入区の名称

窪津加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

窪津漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間

平成29年1月20日から同年2月3日まで

- (2) 縦覧場所

窪津漁業協同組合

高知県告示第45号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

土佐清水市	新谷 猛
〃	植杉 豊
〃	笹本 忠孝

- (2) 加入区の名称

清水加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同

- 組合の名称
- 高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間
平成29年1月20日から同年2月3日まで
- (2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合清水統括支所

高知県告示第46号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

四万十市	中村浦次
〃	東 貞男
〃	安岡 一

- (2) 加入区の名称

下田加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

下田漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間

平成29年1月20日から同年2月3日まで

- (2) 縦覧場所

下田漁業協同組合

高知県告示第47号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

安芸郡奈半利町	畠中 泉
〃 〃	畠中 憲一
〃 〃	松本 淳

- (2) 加入区の名称

加領郷加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
平成29年1月20日から同年2月3日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合加領郷支所

高知県告示第48号
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成29年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名
安芸郡安田町 太田 賢三
" " 長町 爾
" " 池内 健二

(2) 加入区の名称
安田町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
平成29年1月20日から同年2月3日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合安田町支所

高知県告示第49号
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成29年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名
高岡郡中土佐町 北川 稔 義
" " 浪上 弘 幸
" " 又川 幸 男

(2) 加入区の名称

久礼加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
久礼漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
平成29年1月20日から同年2月3日まで

(2) 縦覧場所
久礼漁業協同組合

高知県告示第50号
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成29年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名
幡多郡大月町 中平 幸重
" " 蔦江 直輝
" " 中平 敏博

(2) 加入区の名称
古満目加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
平成29年1月20日から同年2月3日まで

(2) 縦覧場所
すくも湾漁業協同組合古満目支所

高知県告示第51号
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成29年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名
幡多郡大月町 朝日 功
" " 森木 章一
" " 中野 深

(2) 加入区の名称
泊浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
平成29年1月20日から同年2月3日まで

(2) 縦覧場所
すくも湾漁業協同組合泊浦支所

高知県告示第52号
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成29年1月20日
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名
幡多郡黒潮町 浜町 三男
" " 明神 好久
" " 今村 文夫

(2) 加入区の名称
佐賀町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
平成29年1月20日から同年2月3日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合佐賀統括支所

人事委員会規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年1月20日
高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第1号
公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1土佐清水市教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年1月20日

高知県教育長 田村 壮児

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称及び数量

新図書館情報システムネットワーク機器整備等委託業務一式

(2) 特定役務の特質等

入札説明書による。

(3) 特定役務の履行期間

特定役務に係る契約の締結の日から平成34年10月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、高知県知事が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(3) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0870

高知市本町四丁目1番35号 高知県自治会館4階

高知県教育委員会事務局新図書館整備課

電話番号088-821-4931

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成29年1月20日（金）から同年2月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成29年1月20日午前9時から同年2月10日午後5時までの間に高知県教育委員会事務局新図書館整備課のホームページ

（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312201/）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年3月7日（火）午後2時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年3月6日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目1番10号 高知県立図書館3階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成29年2月10日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県教育長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(3)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成29年2月3日（金）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る

入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured: Procurement of network equipment for New Library Information System 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 10 February 2017

(3) Date and time for tender (by hand): 2:00 P.M. on Tuesday 7 March 2017

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 6 March 2017

(5) Contact: New Library Facilitation Division, Kochi Prefectural Board of Education Secretariat, Kochi Prefectural Government, Kochikenjichikaikan 4th Floor, 4-1-35 Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan
Tel: 088-821-4931

(6) Others: As in the tender documentation